

後山整備計画

都市交流と協働—森と農の再生計画

平成19年5月18日

川場村役場

むらづくり振興課

後山 後方は武尊山



目 次

1. 事業の背景と目的	1
2. 計画対象地の条件	5
3. 活動イメージ	10
4. 導入施設	11
5. 里山再生の指針	12
6. 用地対策	13
7. 管理方式	14
8. 利用プログラム	15



川場湯原地区から山容を望む



立岩地区から山容を望む

1. 事業の背景と目的

1) 背景

川場村と世田谷区は、昭和56年に区民健康村相互協力協定を締結しました。以来、世田谷区と川場村の相互扶助のもと、文化、教育、スポーツ、産業、福祉など各分野において村民と区民の交流が活発に行われてきました。平成4年協定締結10周年の年、地球的規模での環境保全・育成が強く指摘される中、世田谷区の「第二のふるさと」として、健康村事業を支える川場村の自然環境を保全・育成する活動を交流事業に取り入れ、身近な森林を村民と区民が協働で守り、育て、学ぶ「友好の森事業」が進められました。現在は、全国の先進的な取り組み事例として高い評価を得ています。

平成17年、これまで積み重ねてきた交流事業が、さらに発展することを願い、両首長による五つの共同宣言(①文化交流事業の推進②後山の整備③川場農産物のブランド化の推進④農業塾の開設⑤茅葺

塾の開設)が行われました。この共同宣言により、後山の整備は、交流事業の重要項目の一つとして取り上げられたとともに、川場村においては、平成17年度策定の川場村第3次総合計画の重点施策として位置付けられています。

協定締結25年の節目となった平成18年、共同宣言した重要項目を積極的に推進すること及び交流事業の一体的な活動の展開を目指し、友好の森事業のやま(森林)づくり塾に、新たに農業塾と茅葺塾を加えた組織として「健康村里山自然学校」が開校されました。後山整備事業は、「健康村里山自然学校」と強い連携を図りながら、これまで実績を積み重ねてきた友好の森事業の精神を引き継ぎ、都市住民の水源地として共通の財産である川場村の自然環境を村民と区民、両自治体が協働で守り育てる活動を、友好の森に留まることなく村内に拡大展開を図るモデル事業として計画されました。

2) 目的

後山整備事業の基本的な考え方は、健康村里山自然学校と連携をとりながら、現在の森林・林業に関わる厳しい状況を反映して、手の入らなくなった森林を地権者、村民、区民、環境保全に取り組む企業やボランティア団体が協働して整備し、川場の原風景の再生を目指すとともに、広く多くの人々が里山に親しめるよう、古道(山道)の再生、憩いの場を提供する林間広場(癒しの場)の整備を進めます。将来的には団塊の世代やI・J・Uターン希望者を受入れるためのバイオマス資源利用等によるエコ住宅の整備支援、間伐材をはじめの地場の有良材を活用して、木材の集積、製材所の開設を進め「健康ふるさと村」を整備します。具体的には以下のように総括されます。

・健康村里山自然学校との連携

友好の森事業の全村展開の手始めとして、やま(森林)づくり塾や塾修了者の活動の場、また、後山周辺の遊休農地を農業塾の活動の場として提供するとともに地権者、村民、区民、が協働して自然環境の保全、良好な里山の景観を再生し、豊かな農村空間の形成を進めます。

・健康、休養の場の提供

森林の整備によって、良好な景観が維持された里山が再生されます。多くの人々が、森林浴、森林セラピー、自然観察など、気軽に里山体験ができるよう、古道(山道)の再生を進め、保健休養の場として、また、眺望の良い場所に林間広場や健康増進維持のための空間の整備を進めます。

・企業参加による里山再生

近年、企業の社会貢献活動が広まっています。企業の持つ、機能、設備、資金、人材等との健全な連携を図り、地域社会を支援するシステムを構築し、企業ボランティア等を受け入れるなど、三位一体による森林及び林道等の地域整備を進めます。

・団塊の世代の受入

近年は、戦後のベビーブーム生まれの方が退職を迎える時期となります。元気で行動力のある団塊の世代は、大きなシニア消費市場を創出するとともに地域貢献等「好老化社会」が期待されています。森林体験をはじめ、家庭菜園等の農地の確保やエコ住宅等の整備を支援して、団塊の世代の受入を推進し、安全で健康的で豊かな農村ライフを進めます。

・環境観光・健康観光の推進

後山の北東に虚空蔵堂があり、456段の石段や遊歩道が整備されています。虚空蔵堂の北には展望台が設置され、観光の名所となっています。また、虚空蔵背峰線沿いとその東面に桜が植栽され、新たな観光の名所づくりが進められています。後山整備事業においてもそれらを取り込み、山頂周辺や林間広場等に花木の植栽を進め、セラピーロードや倭詩ロードなどによる環境教育の場を整備し、各種イベントを開催して川場村の新しい観光地づくりを推進します。また、後山の周辺には、延命院、武尊神社があり、観光地としての活用を図ります。さらに、後山全域を里山レクリエーション活動や環境学習の場としての展開を図り、環境・健康観光を推進します。

・木材の集積、製材所の整備(川場ブランドの形成)

村の林業振興の発展を期待して、後山周辺に木材の集積、製材所の整備を図ります。村の名木や建築デザインなどをブランド化するとともに、職業訓練校の誘致を進め、学校の持つ設備、人材等を活用して木工芸品教室の開催、新規木工商品の開発を推進します。



やま(森林)づくり塾



こどもやまづくり塾



農業塾



後山古道

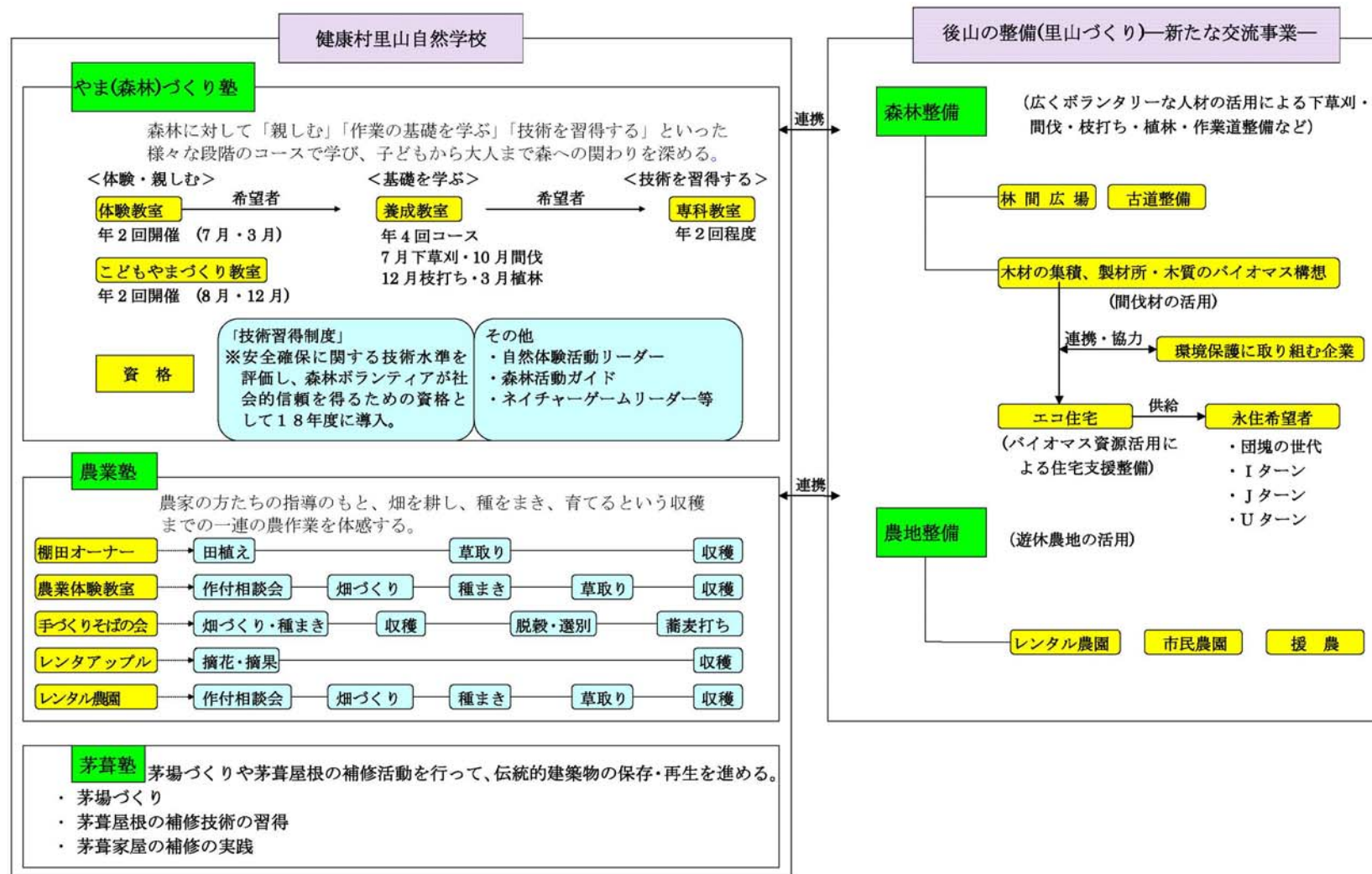


延命院と天神様の桜



虚空蔵展望台からの眺望

(図1-1 健康村里山自然学校と後山整備の連携フロー)



2. 計画対象地の条件

【位置と区域】

計画対象地は、川場村の中心部にほど近い、南部の独立峰で、標高は470m～632mの森林地帯です。行政区は大字立岩と生品に属し、森林面積約127haの典型的な里山からなっています。

【気象】

集落部の標高は500～600m。計画対象地は集落部とほぼ同様な位置にあります。年平均気温は12℃。月平均気温は8月が25℃、1月が－1℃となっています。年間降水量は1,150mm程度、冬の降雪は、最深でも、40～50cm程度で比較的少ない状況です。

【地形・地質】

稜線は、東西から北東に伸びており、北東のピークには虚空蔵堂が安置されています。その北側は眺望がよく、テレビの電波塔及び展望台が設置されています。裾は、東に県道、西、南、北は村道で囲まれ、周辺に農地が広がっています。

地質は、山頂部西側は結晶片岩類、北側は第三期層、東側は蛇紋岩、南側は石英安山岩となっています。

【土地利用】

計画対象地の山林は、スギ、カラマツ、ヒノキ、コナラなどの人工林と自然林となっています。所有形態は、殆どが個人、その他共有林、社寺有林、市町村有林、官有地林で占められ、近年の厳しい林業、林産業を反映して、放置される林分が多く見られます。

森林機能別では、水土保持林と循環利用林に区分され、共生林は区分されていません。計画対象地の農地は、農地としての形態は見られず、遊休化と荒廃地化が進んでいます。

【動植物】

計画対象地には、カモシカ、イタチ、ムササビ、リス、ハクビシン、フクロウ、キジバト、キジ、ヤマドリ、などが見られます。また、山頂部には、カタクリ、ヤマブキ、木イチゴなどが自生しています。

【景観】

虚空蔵堂の北方は、眺望が良く展望台が設置され川場全村の80%を見渡すことができます。稜線中間のピークや山頂部は、周辺の樹木を伐って憩いの場や倭詩ロードなどを整備することにより、集落の南側を望むことができるようになり、後山から川場村を一望することが可能となります。

(図2-1)計画対象地の位置と区域図

位置図



展望台より北を望む



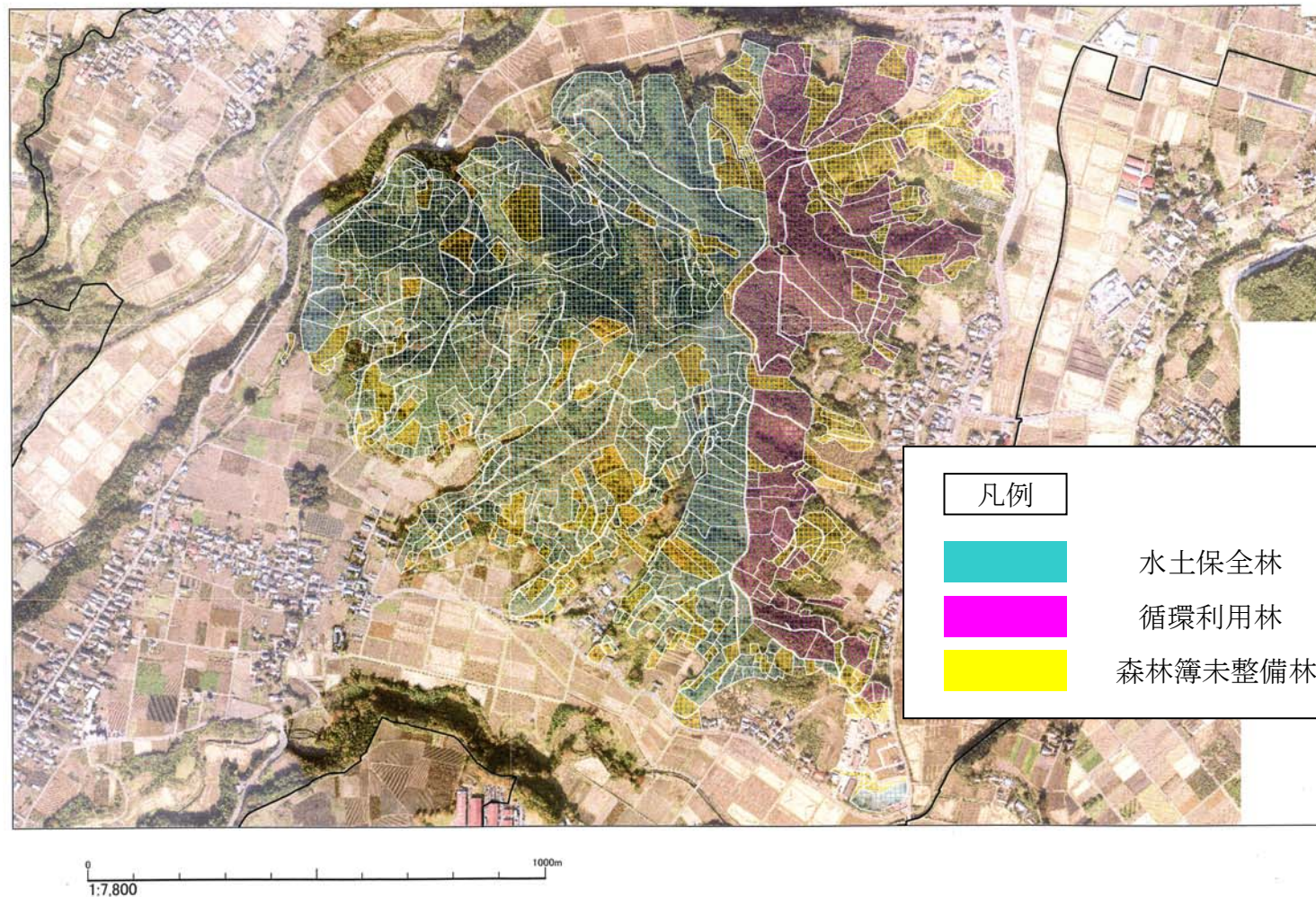
後山中間ピークより南を望む



(図2-2)計画区域の敷地条件「森林の機能類型」

森林の機能類型としては、下記図面のとおり後山の左部分、行政区では生品の部分が水土保持林、右側の立岩の部分が循環利用林に区分されています。その他については、森林簿未整備の森林です。機能

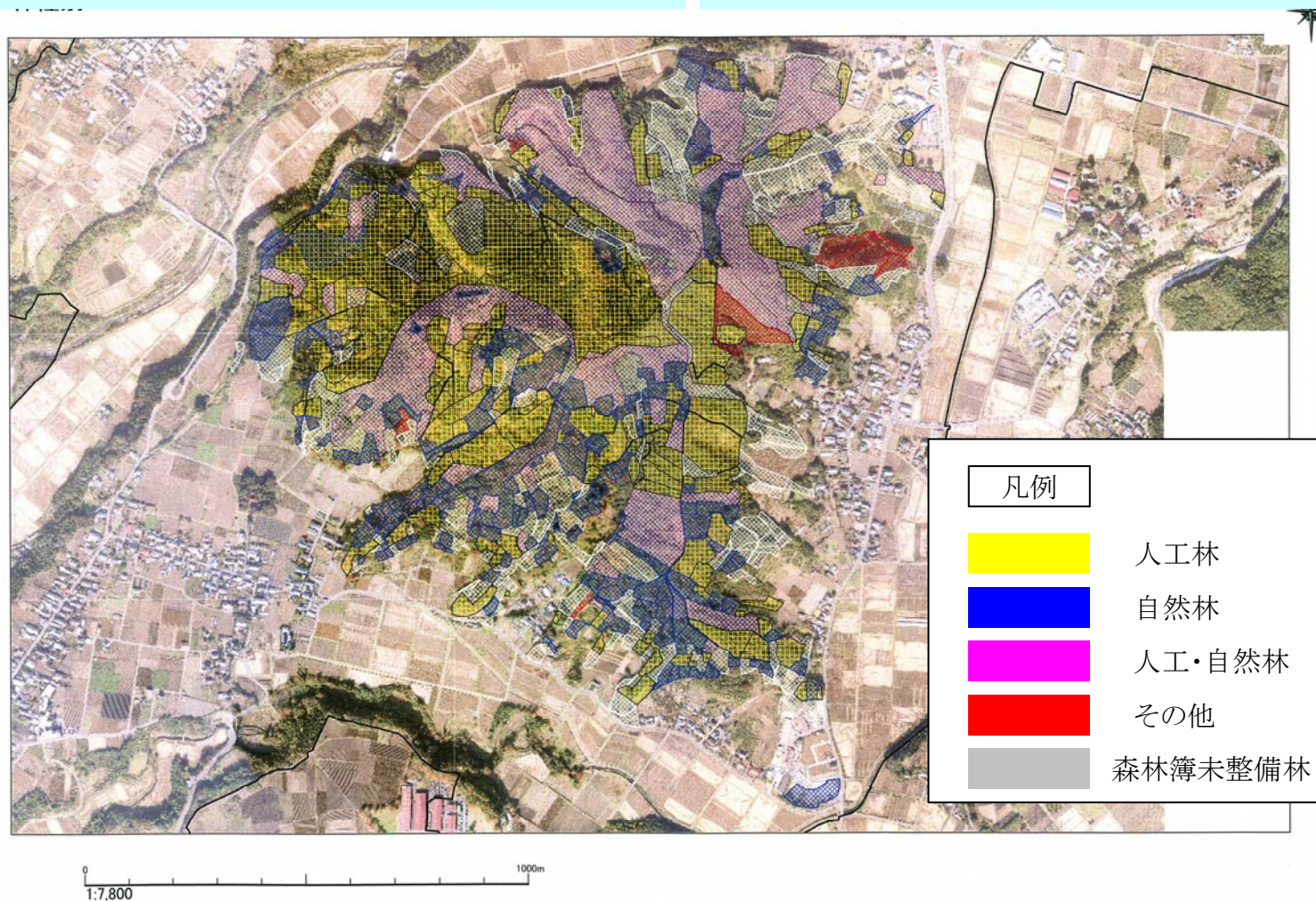
別割合は、水土保持林55.7%、循環利用林22.2%、森林簿未整備林が22.1%で、水土保持林の占める割合が大きくなっています。森林簿未整備林については本事業により追って調査する予定です。



(図2-3)計画区域の敷地条件「森林の林種」

計画対象区域の林種は、スギ、カラマツ、アカマツ、ヒノキなどの人工林が35.4%、広葉樹の自然林が17.7%、人工林と自然林を合わせた混交林が23.0%、その他が1.8%、森林簿未整備林が22.1%です。樹齢は人工

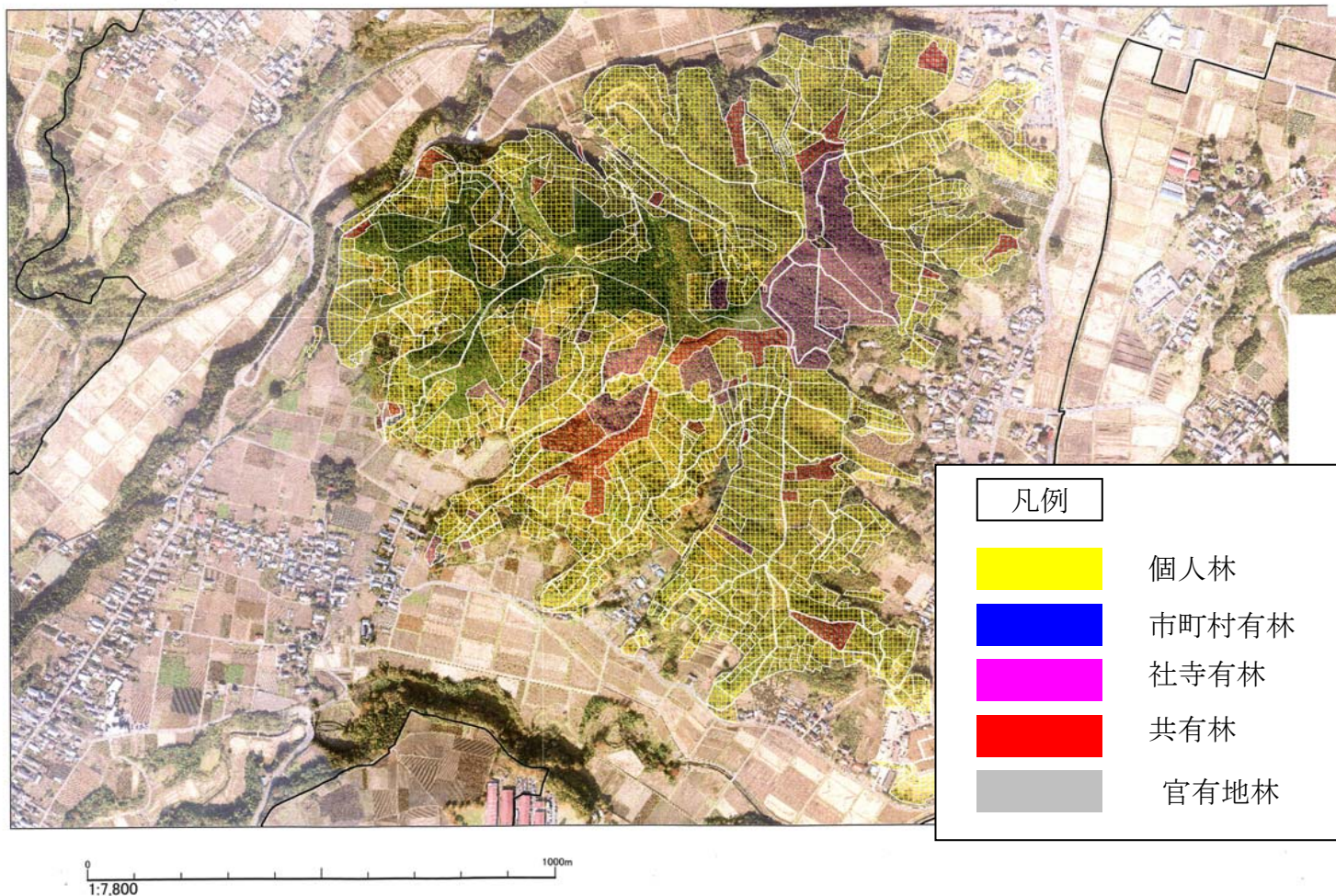
林で、長くて70年程度で、30～50年ほど経つものが大半を占めています。自然林はクヌギやコナラが多く、10年ほどのものもありますが、人工林と変わらず30～50年生のものが多く成熟しつつあります。



(図2-4)計画区域の敷地条件「森林所有形態」

計画対象区域の森林地権者数は128人。その所有形態は、個人林が72.9%で最も多く、次に市町村有林で12.1%、その殆どが沼田市の所有となっています。社寺有林は9.2%で、立岩地区の清岸院と生品地区の延

命院が所有しています。共有林は僅か5.8%、一部に官有地林もあります。なお、地目が原野、田、畑の地目となっているが、既に現況は山林化しているところもあり地権者へ地目変更を促すことも考えられます。



3. 活動イメージ

1) 森林の保全と育林(里山の再生)

近年の林業、林産業の厳しい諸環境を反映して、川場村の森林も地権者の手が入る機会が少なく森林が荒れています。この荒れている森林を、「健康村里山自然学校」及び「やま(森林)づくり塾」と連携を図りながら、塾や塾修了者の活動するフィールドとして整備するとともに、世田谷区民、村民、地権者、企業ボランティア等が協働して森林の保全育成活動を、道の駅川場田園プラザを拠点に展開して里山の再生を進めます。

2) 癒しの空間を整備(健康の道の再生)

後山は、632mの独立峰であり、北方稜線には既に展望台が設置され眺望がよく、虚空蔵堂の参拝とともに多くの観光客が訪れています。本計画においては、西方に延びる稜線の二カ所のピーク周辺に「憩いの広場」を整備し、村を一望できる憩いと環境学習空間を確保するとともに、広場に花木を植栽、トイレ等の整備を進めます。また、後山には、古くから使われていた山道(古道)が数多く、今もその姿を残しています。これらの山道をボランティア活動等によって「復活」し、広く一般の方が、気軽に自然散策等里山に訪れるような環境を整備し、「癒しの空間」や「環境教育空間」の確保を推進します。

3) 市民農園の開設と団塊の世代の受入(農の再生)

後山周辺には、遊休農地が見受けられ、手の入らない森林と同様に、景観を損ねている状況にあります。本計画では、遊休農地を活用して、健康村里山自然学校の「農業塾」のフィールドの提供や農家の指導を受けて「市民農園」を開設し、農と土にふれあう環境学習の場の創出と環境保全活動を展開します。また、2007年から団塊の世代の退職が始まります。市民農園の参加者が農園の管理基地として村内に長期滞在できるよう、民宿等宿泊施設の活用やエコ住宅の建設支援システムを整備して団塊の世代を受入れ、地域間交流事業によるシニア消費市場の創出と地域活性化を図ります。

4) 木材の集積・製材所の整備(川場ブランドの創造)

森林の保全活動によって生産される、間伐材の集積や川場ブランド材の開発と、それを活用した製材所を整備し、木材の生産販売や、団塊の世代受入のための住宅資材を提供できる生産・加工システムの構築を推進します。また、間伐材を活用して、木工芸品の新規開発や木工芸教室を開催し、木のぬくもりなど木材に触れられる機会を提供します。さらに、地域資源の循環社会構築に向けて、木質のバイオマスタウン構想も推進します。

4. 導入施設

■憩いの広場

- ① 展望台・トイレ・花木の植栽
- ② 展望台・花木の植栽

■案内板

計画対象地内に10カ所設置

■林道整備

林業作業道総合整備事業 L=840m W=3m

■トイレ整備(二カ所)

- ① 民宿休石周辺に整備
- ② 虚空蔵駐車場に整備

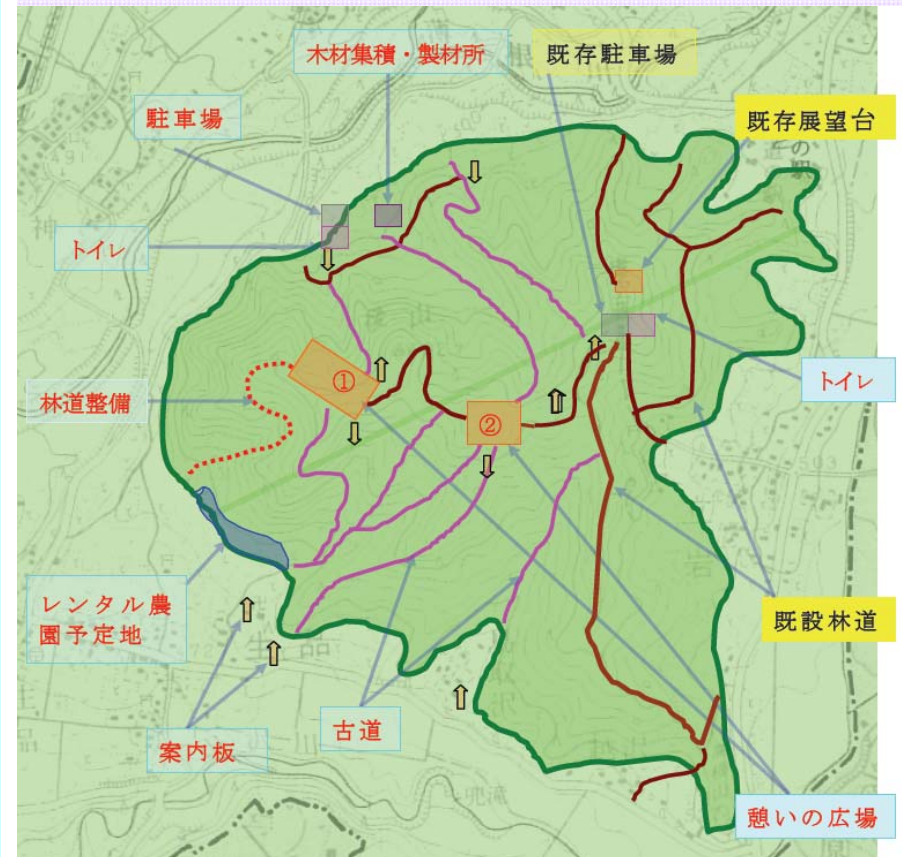
■レンタル農園

農園面積 15.60ha(地目:畑)

■木材集積・製材所

木材工芸教室や木工芸品の製作を備えた施設を整備

施設整備箇所



5. 里山再生の指針

1) 整備方針

後山の森林整備は、フィールド提供の側面から地権者に一方的な規制を求めるのではなく、むしろ林業経営を支え、健全な林業経営とそこに育む生活文化との共生を図ることを整備指針とします。環境保全や森林レクリエーションの利用から、風致に配慮した森林施業による木材生産林とします。また、後山の利用者には、森林づくりへの積極的な参加を求めています。高度な技術を要する森林作業にあっては、森林組合や、やま(森林)づくり塾修了者(安全作業リーダー)など、森林作業技術修得者に委ねる他、誰もが安全に参加でき、かつ楽しい時を過ごせるような仕組みを整備します。なお、森林の利用は地権者と川場村で林地保全協定を結んで進めます。

【木材生産林】

後山の森林は、水土保持林と循環利用林に区分されています。これらの森林機能に留意し、地権者の管理の下、風致に配慮しつつ木材の生産や、特用林産物の生産を推進します。施業は長伐期の択伐複層林施業、小面積皆伐施業、修景林施業のうち、いずれかの方法によります。また、地権者の同意を得て、各種の森林施業の研修を始め、散策、自然

観察など環境学習の場、森林・林業体験の場などの他、癒しの場として整備、管理します。

【施業計画】80年～100年伐期へ誘導

① 択伐複層林施業

皆伐による、地力、保水機能の低下や景観の破壊を避け、下刈りの省力化、良質材の生産を目的として、財産保有的な性格の森林に適用しやすい施業法で、長伐期択伐複層林施業を実施します。

② 小面積皆伐施業

一般的な皆伐、一斉造林施業を基本とし、皆伐による悪影響を和らげるために、一度に皆伐する面積を小さくします。

③ 修景林施業

林地の表土保全、景観、植生の保護、利用などの観点から、特に重要と認められる部分について、立木の保全、枯損木除去、補植などの措置を講じるとともに、伝統的な景観や里山景観に配慮した修景施業を進めます。

【施業計画のたて方】

基本的に、林地保全協定締結後、行政、森林組合、地権者、健康村里山自然学校等の関係者において協議会を設置し、そこでの協議を経由して計画を立案します。

2. 森林施業方法

施業名	長伐期択伐複層林	小面積皆伐林	修景林
施業内容	30～60年生の一斉林を間伐(樹木30%)下層に植林し、約10年後に下層林が下刈りの必要のない樹高に達した時に上層部を主伐します。 (80年～100年伐期)	皆伐・一斉造林施業で、同時に伐採する面積を制限します。	立木の保全、枯損木の除去、補植をします。

6. 用地対策

1) 森林

後山の対象地の森林は、川場村と地権者間で「林地保全協定」を交わします。契約の期間は、原則として30年契約(10年ごとの見直し)

2) 農地等

後山周辺の農地は、川場村と地権者間で市民農園法に基づく賃貸契約を交わします。

【契約条件とその取り扱い】

契約の種別		事業の担い手		
契約のタイプ	形態	育林	伐採	栽培
林地保全協定	択伐・複層林	地権者、村民、区民、ボランティア、森林組合 企業	地権者、村民、区民、ボランティア、森林組合、企業 その他集材事業	
	小面積皆伐			
	修景林			
農地賃貸契約				地権者、区民、村民 ボランティア

7. 管理方式

1) 管理の基本

後山の森林及び農地の管理について、まず森林は、木材生産林としての森林施業と里山保全や森林レクリエーション環境としての森林保全管理との共存を図ります。

農地については、遊休農地の活用と景観保全の共存を図ります。

従来、管理は土地所有者や地権者が管理するべきところですが、本計画の主旨をふまえてみたとき、事業主体である、川場村、世田谷区、利用者、地権者が協働して里山を再生するとともに、環境づくり、森林づくりにあたることを旨とします。

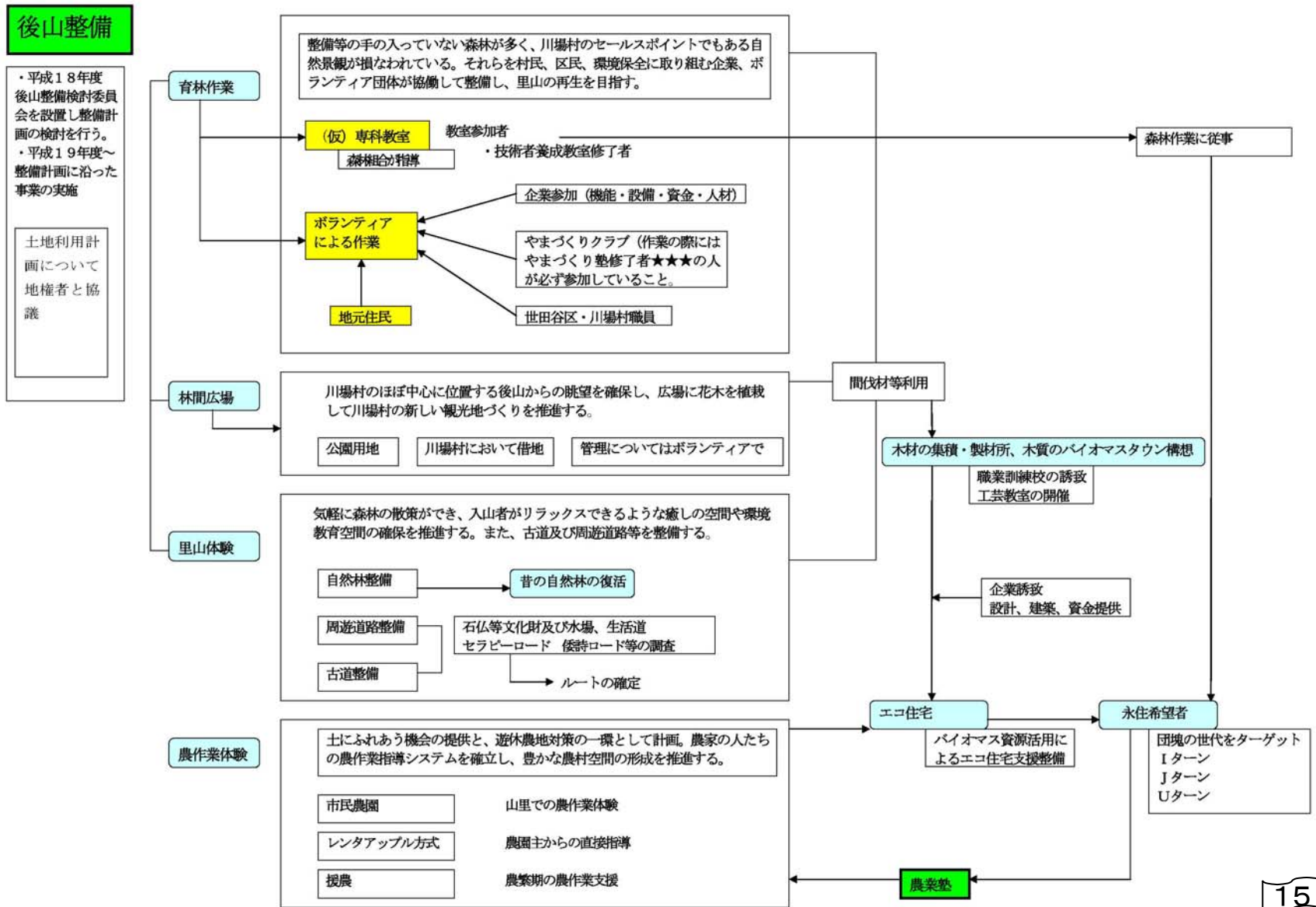
計画対象地は、かなりの広範囲に渡っています。森林を一般開放することにより、防火管理と利用者の安全管理を徹底する必要があります。特に安全管理については、原則、利用者の自己責任に委ねるものでありますが、管理者側としても十分な安全管理体制を整備する必要があります。そこで、この件につきましては、健康村里山自然学校において整備した「友好の森安全作業規程」を適用し、利用者の安全対策、安全の確保に努めます。

2) 管理方法

環境保全	森林	地権者が協定に基づいて、川場村と協議しながら実施。なお、火災予防対策として、巡回制度を導入します。
	園地	
	農地	
施設	施設及び器具の保守・点検は管理者が定期的に実施します。	



8. 利用プログラム



後山整備計画の今後の展開

後 山 整 備 計 画

地 域 再 生 計 画

ポイント: 使い勝手のよい予算の仕組み

- 窓口 内閣府 地域再生本部
- 平成19年度第7回地域再生計画認定申請
- 受付期間: 5月18日～5月25日
- 現在認定申請中
- 支援措置
 1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
 2. 里山エリア再生交付金
 3. 上下流連携いきいき流域プロジェクト事業
 4. 山村力誘発事業
 5. 地域バイオマス利活用交付金

自 然 再 生 法

ポイント: 自然環境を保全・再生・創出・維持管理

- 窓口 環境省、農林水産省、国土交通省
- 平成19年度地域再生協議会を組織
- 協議会において
 1. 自然再生全体構想の作成
 2. 自然再生事業実施計画の案協議